

(Q14) クローン牛の食肉及び牛乳が出荷されたのは、いつからですか。

- 1 受精卵クローン牛が食肉として出荷されたのは1993（平成5）年からです。  
(1990（平成2）年8月に生れた牛が1993（平成5）年3月に出荷)
- 2 受精卵クローン牛の牛乳が出荷されたのは1995（平成7）年からです。  
(1993（平成5）年4月に生れた牛が1995（平成7）年5月から1996（平成8）年3月まで生乳出荷)。
- 3 なお、これまで、体細胞クローン牛由来の肉や生乳が出荷されたことはありません。

(Q15) クローン牛の取り扱いについてはどうなっていますか。

- 1 クローン牛については、
  - ア) 食品として安全性に問題がないこと
  - イ) 科学的な手法によっても一般牛と区別が不可能なこと
  - ウ) 畜産物の処理・流通過程はその種類によって多様であり、一律の情報提供が困難なこと等の特徴があります。
- 2 こうした特徴を念頭に、消費者等への説明会、学識経験者・消費者・研究者等の代表による懇談会等での意見等も踏まえて、省内でクローン牛について検討を重ねた結果、次のような方針で取り扱うこととしました。
  - ① 研究情報の公開を強化し、クローン牛の異動状況を1ヶ月ごとに公表すること
  - ② 受精卵クローン牛の出荷に際しては、出荷基準に従って受精卵クローン牛であることを明記した記録書を付して出荷すること
  - ③ 技術に対する正しい理解の促進のための普及啓発活動を強化すること
  - ④ 受精卵クローン牛由来生産物についての表示は任意とすること
  - ⑤ 受精卵クローン牛の通称については、「受精卵クローン牛」又は「Cビーフ」とすること
  - ⑥ 体細胞クローン牛及びその生産物の出荷は、あらためて通知するまでの間、自粛すること
- 3 なお、体細胞クローン牛由来生産物の取り扱いについては、引き続き検討しているところです。